

厚生省告示第36号（平成12年2月10日）

経過的居宅給付支給限度基準額の それぞれの額の下限の額を定める件

介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第1条第2項の規定に基づき、経過的居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の下限の額を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

経過的居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の下限の額

- 一 居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額の下限の額は、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第33号）に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 二 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額の下限の額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第34号）に規定する額とする。
- 三 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額の下限の額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額（平成12年2月厚生省告示第35号）に規定する額とする。